

繰越手続きの書類に関する取扱について

平成 24 年 10 月 17 日

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

研究者や研究機関が各府省に対して行う繰越手続きについては、制度によって必要となる書類に差があるなど、必要書類の簡素化及び標準化が図られておらず、研究者等に負荷がかかっていた。研究を効果的に行い、研究費をより効率的に使用するためにも、繰越の要件に合致する場合には、積極的に翌年度への研究費の繰越制度を活用することが効果的であることから、繰越手続きについて、「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」（平成 22 年 7 月 8 日策定）において、『研究費のうち国からの補助金及び国からの委託費については、まずは、科学研究費助成事業の事例を参考に、繰越に必要な書類の簡素化を図ることとする。あわせて繰越に必要な書類の標準化についても各制度横断的に検討する』という方向性が示された。これを受け、競争的資金制度における繰越手続きの書類について簡素化・標準化を図るものである。

2. 国からの補助金及び委託費に係る繰越手続きの書類等について

- (1) 繰越手続きについては、「繰越（翌債）事務手続きについて」（平成 22 年 1 月 15 日事務連絡第 22 号）により、各府省が財務省に対して、(イ) 繰越計算書又は翌債承認要求書（事項別内訳表を含む）、(ロ) 箇所別調書及び理由書、(ハ) 審査表を提出することとされている。
- (2) これを踏まえ、科学研究費助成事業を除く全ての競争的資金制度において、研究者等に対して求める繰越手続きの書類は、「箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）」（以下、「箇所別調書」とする）に統一する。
 - ※科学研究費助成事業は、当該事業が定めた様式を用いる。
 - ※上記(1)の(イ)繰越計算書又は翌債承認要求書（事項別内訳表を含む）及び(ハ)審査表は、研究者等から提出された箇所別調書等を参考に、制度担当者が作成する。
 - ※制度担当者は、研究者等における箇所別調書の作成を円滑にするため、「記載例」及び「繰越事由一覧（記号等）」を事前に示す。
 - ※制度担当者は、研究者等から提出された箇所別調書の項目名を一部変更した上で、上記(1)の(ロ)箇所別調書及び理由書として、財務省に対して提出することができる。

<変更箇所>

- ・「機関名」→「箇所名」
- ・「交付・契約額」→「翌年度にわたる債務負担を必要とする額」

- (3) 各制度において繰越の審査を行うために、別途、研究者等に対して資料の提出を求めることを妨げない(「繰越審査必要書類」参照)。ただし、研究者等の負担を考慮し、必要以上の書類を求めないよう配慮する。
- (4) 繰越事由に関しては、科研費の繰越事由及び財務省の事由分類表を参考とし、「繰越事由一覧(記号等)」を定めたが、各制度における過去の繰越事例を踏まえ、適宜、変更することを妨げない。また、繰越妥当性の判断基準についても各制度によるものとする。

3. 独立行政法人等の繰越手続きについて

独立行政法人の運営費交付金による研究費については、中期計画期間内であれば、当該独立行政法人の承認による繰越が可能であることから、統一的な書類様式を定めないこととする。なお、本年5月11日に閣議決定された「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」では、現行の独立行政法人制度を廃止し、新たに行政法人制度を創設することとしており、この制度に係る運用事項について、検討が進められる予定である。このため、新たな行政法人の繰越手続きについては、この検討結果を踏まえ、対応する。

4. 各制度における箇所別調書の運用について

制度担当者は、公募要領又は事務処理要領等で、研究者等が各府省に対して行う繰越手続きについては、箇所別調書を活用することを明記する。また、「記載例」及び「繰越事由一覧(記号等)」を公募要領又は事務処理要領等で示すことにより、研究者等が箇所別調書を作成しやすくなるよう配慮する。

